

松江市 PR キャラクター『おまっちえ』使用に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、松江市 PR キャラクター『おまっちえ』（以下「キャラクター」という。）使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用許諾）

第2条 キャラクターを使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ使用許諾申請を行い松江市長（以下「市長」という。）の使用許諾を得なければならない。

2 使用許諾を受けた事項を変更する場合についても、前項の規定と同様とする。

3 市長は、前2項の規定によりキャラクターの使用を許諾する場合においては、条件を付することができるものとする。

4 市長は、使用申請者が第1項および第2項の規定による使用許諾申請に要した費用については、一切の責任を負わないものとする。

（使用許諾の期間）

第3条 キャラクターの使用許諾の期間は、前条第1項および第2項の規定により使用許諾を受けた日から3年間とする。ただし、キャラクターの使用期間が限定されている場合は、当該使用許諾の期間を短縮することができる。

2 前項の期間満了後において、引き続きキャラクターを使用しようとするときは、改めて申請を行い、使用許諾を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、前条第1項または第2項の規定により使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は当該使用許諾を受けた事項を変更しない限り、第1項の期間満了後においても、在庫がなくなるまでキャラクターを使用することができる。

（使用許諾の制限）

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用を許諾しないものとする。

- （1） キャラクターの使用によって誤認または混同を生じさせる恐れがあると認められるとき。
- （2） キャラクターのイメージを損なう恐れがあると認められるとき。
- （3） 立体物で、その形状等がキャラクターの立体物と認められないとき。
- （4） 宗教的行事、宗教的活動、政治活動等に使用するとき。
- （5） その他キャラクターの使用が適当でないと認められるとき。

（使用許諾の解除等）

第5条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用許諾を取り消すことができる。

- （1） 使用者がこの要綱及びこの要綱に基づく取扱要領に違反したとき。
- （2） 使用者が第2条第3項の使用許諾の条件に違反したとき。
- （3） 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 市長は、前項の規定による使用許諾の取消により使用者に生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（個人情報の保護）

第6条 市長は、キャラクターの使用許諾にあたり取得した使用申請者の個人情報を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、適正に取り扱わなければならない。

（無償使用）

第7条 市長は、キャラクターの使用を無償で許諾することができる。無償使用の基準は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 国、他の地方公共団体その他公共団体が公用または公共用に使用するとき。
- （2） 自治会、NPOその他の公共的団体等が公益的な活動のため使用するとき。
- （3） 教育機関が教育目的に使用するとき。
- （4） 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が報道目的に使用するとき。
- （5） 出版社、旅行会社等が使用する場合で、市への誘客効果が期待できるとき。
- （6） 市内に事業所・営業所がある企業・団体、および市内に住所を有する個人が使用するとき。
- （7） 市外に事業所・営業所がある企業・団体、および市外に住所を有する個人が、内部や個人など限られた範囲で使用するとき。
- （8） その他公益上の観点から、市長が無償とすることが適当であると認めるとき。

（目的外使用及び権利譲渡の禁止）

第8条 使用者は、第2条の規定により使用許諾を受けた事項以外の目的にキャラクターを使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年8月15日から施行する。